

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会次第

日時：平成24年1月31日（火）

午後2時00分から

場所：議会棟 第1委員会室

委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例及び佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則について
- 5 会長及び副会長の選出、あいさつ
- 6 協議事項
 - (1) 「第二次部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」(案)について
 - (2) 佐久市内福祉施設差別事件について
 - (3) その他
 - ・ 今後の日程
- 7 閉 会

平成23年度 佐久市 部落差別撤廃人権擁護審議会 委員名簿

任期 (平成23年11月1日～平成25年10月31日)

	氏名	役職名	住所
1	金川 洋	佐久市社会福祉協議会会長	平賀
2	内藤 俊一	佐久市区長会副会長	伴野
3	山浦 励一	部落解放同盟佐久市協議会会長	望月
4	高塚 清美	部落解放同盟佐久市協議会書記長	協和
5	高橋 健一	全日本同和会 佐久支部長	岩村田
6	大草 晴美	佐久市男女共生ネットワーク	野沢
7	樫山 徹	佐久商工会議所副会頭	中込
8	小松 武人	佐久市公民館運営審議会委員	蓬田
9	持田 実	佐久市青少年育成推進協議会会長	中込
10	山崎 利男	佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会会長	岩村田
11	小泉 和男	佐久市身体障害者福祉協会副会長	矢島
12	春原 直美	日本語教室 すずらんの会副代表兼事務局長	岩村田
13	高見澤 秀明	佐久市老人クラブ連合会会長	鍛冶屋
14	城田 領	佐久市PTA連合会会長	安原
15	菅沼 久美子	佐久市内小学校長代表(岸野小学校長)	伴野
16	佐藤 文博	佐久市内中学校長代表(東中学校長)	新子田
17	若林 昌二	佐久市内高等学校長代表(臼田高等学校長)	臼田
18	六川 寿人	佐久市民生児童委員協議会副会長	瀬戸
19	井出 淑子	佐久人権擁護委員協議会	臼田
20	宮嶋 真吾	佐久地区保護司会保護司	中込

○佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年4月1日条例第99号

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国民にすべての基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の趣旨を基本理念とし、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって平和で差別のない明るい佐久市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の向上を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、施策を効果的に推進するため、国及び県並びに関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議する機関として、佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年佐久市条例第21号）、臼田町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成6年臼田町条例第24号）、浅科村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成6年浅科村条例第19号）又は望月町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年望月町条例第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成17年4月1日規則第84号

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年佐久市条例第99号）第8条に規定する佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 各種団体代表者

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に必要なときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成7年佐久市規則第12号）、臼田町部落差別撤廃人権擁護審議会設置規則（平成6年臼田町規則第12号）、浅科村部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成7年浅科村規則第1号）又は望月町差別撤廃人権擁護審議会条例（平成10年望月町条例第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護
に関する総合計画 (案)



佐 久 市

～～ 目次 ～～

第1章 総合計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の基本目標	2
4 計画期間	2

第2章 分野別人権問題

1 同和問題に関する事	3
(1) 部落差別に関する事	3
(2) 生活環境の改善	6
(3) 社会福祉の充実	9
(4) 産業の振興	11
(5) 職業の安定	12
(6) 隣保館活動の推進	14
(7) 解放子ども会活動の推進	15
(8) 部落差別事象への対応	16
2 子どもの人権に関する事	17
3 障がい者の人権に関する事	22
4 女性の人権に関する事	24
5 高齢者の人権に関する事	25
6 外国人の人権に関する事	27
7 犯罪被害者等の人権に関する事	29
8 HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権に関する事	30
9 刑を終えて出所した人の人権に関する事	32
10 インターネットによる人権侵害に関する事	33
11 様々な人権問題に関する事	34

第3章 人権同和教育・啓発の推進	36
1 就学前における人権同和教育	36
2 学校における人権同和教育	37
3 社会における人権同和教育	38
4 企業における人権同和教育	41
第4章 人権擁護の確立	43
1 個人情報保護	43
2 人権侵害の救済と擁護	44
第5章 部落差別撤廃と人権擁護の推進	46
1 部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化	46
2 部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の期間内達成目標	48
資料	50
佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例	51
佐久市隣保館条例	53
佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則	58
佐久市人権啓発推進本部設置規程	60
佐久市人権同和教育推進協議会要綱	62
部落解放都市宣言	64
日本国憲法（抜粋）	65
世界人権宣言	68

第1章 総合計画の概要

1 策定の趣旨

すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であることを保障している日本国憲法と、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言（昭和23年）の理念に基づき、国際社会においても、人権問題への取組が本格的に行われるようになりました。

人権は、人間として誰もが持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。

佐久市では、すべての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため、平成17年度に「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」を制定するとともに、「部落解放都市宣言」を行いました。

そして、条例の理念を具体化するために、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定し、各種事業を推進してきました。

しかし、昨年度実施した「佐久市人権同和問題に関する市民意識調査」*（以下、市民意識調査とする）と「同和地区生活実態調査」*（以下、生活実態調査とする）の結果から、今なお人権問題に関する認識の低さと、社会経済の低迷による厳しい同和地区の生活実態があります。

このような現状と課題を把握した中で、「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の必要な見直しを行い、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指すことを目的として、「第二次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」を策定するものです。

*** 佐久市人権同和問題に関する市民意識調査**（回答数：884人 回答率：44.2%）

平成22年11月に、市民2,000人を対象に年齢層別に20歳以上の男女同数を無作為に抽出し、郵送により配布・回収した調査。

*** 同和地区生活実態調査**（回答数：306世帯 回答率：75.0%）

平成22年11月に、部落解放同盟佐久市協議会、全日本同和会長野県連合会佐久市支部各会員全世帯を対象に調査した。

2 計画の位置づけ

佐久市は、将来都市像を「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市～一人ひとりのための温かみと豊かさのある生活空間～」とし、第一次佐久市総合計画後期基本計画を策定しました。

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画は、第一次佐久市総合計画後期基本計画に沿い、人権問題の項目ごとに「現状と課題」「今後の施策」を掲げ、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の解消に取り組んでいくため策定するものです。

3 計画の基本目標

- (1) 基本目標 人権尊重社会の実現
- (2) 主要施策 ア 人権意識の高揚
イ 人権教育の推進

部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権意識の高揚を図るとともに、人権教育・人権啓発の活動を通じ、人権を尊重する明るいまちづくりを目指します。

4 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や地域社会の変化などをふまえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 分野別人権問題

1 同和問題に関すること

(1) 部落差別に関すること

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であるという認識に立ち、今後も差別の撤廃と人権確立に向けた各種事業を推進していかねばなりません。

国においては、昭和40年に同和対策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的問題を解決するための基本的方策」について答申を受け、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。これ以降3度にわたる法の延長を経ながら、さまざまな施策が行われ、対象地区の環境改善などでは、一定の成果をあげてきました。

佐久市では、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成13年度末をもって失効したことを受け、一般対策事業に工夫を加えつつ移行を図ってきました。

また、家庭・地域・学校・企業・職場等で、同和教育・啓発を行ってきたことにより、人権意識の高揚・人権尊重の認識や、差別をなくそうとする意識も高まってきました。

しかし、公共施設や福祉施設、学校等における差別事象や同和地区の場所を尋ねるなどの差別事象が発生しており、残念ながら未だ同和問題は解決されてはいません。

特に、結婚差別は個人のプライバシーの問題もあり、差別が表面化しにくい内実をかかえ、現在も深刻な課題として残されています。

生活実態調査では、「結婚時に差別があった・反対にあった」と回答した人が3割以上おり、結婚後の行き来の状況は1割以上が「あまり行き来していない」という現実があります。（Ⅱ図1-1、1-2）

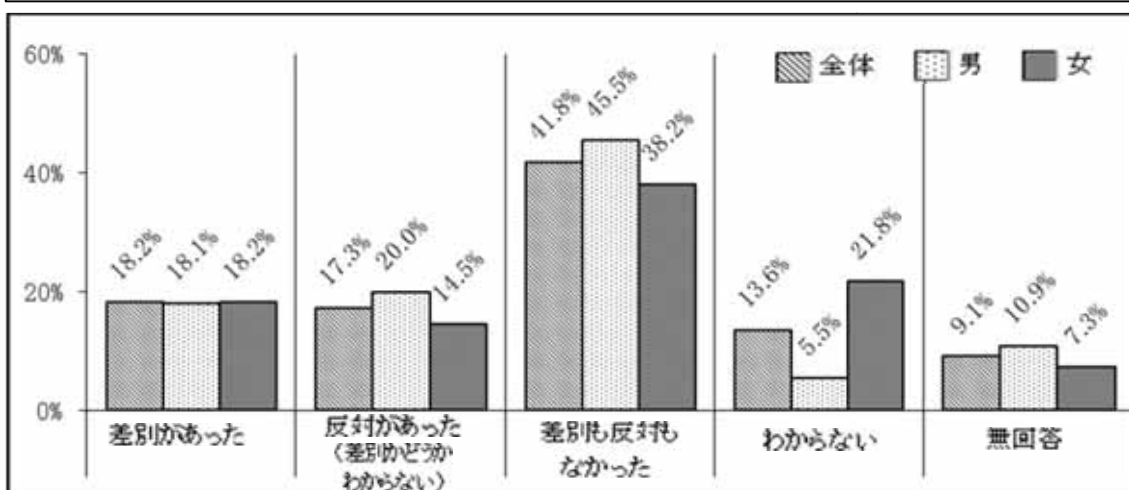
市民意識調査の中で、我が子の結婚相手が同和地区出身であるとわかった場合の質問に、半数以上が「子どもの意志を尊重する」、「親が口出しすべきことではない」、と答えている一方、「家族や親戚の反対があれば、結婚

を認めない」が、前回調査（平成17年度実施）より増えております。（Ⅱ図1-3）

このように、対策の推進によって一定の成果が見られるものの、まだまだ根深く同和問題が残っているのが現状であります。

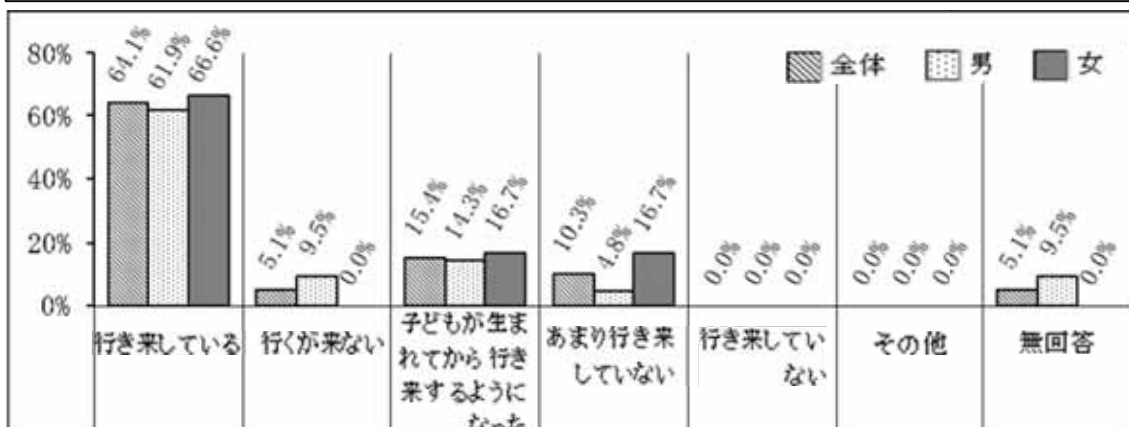
Ⅱ図1-1 同和地区生活実態調査：結婚について

「（同和地区外の人と結婚された方に）結婚するときに差別（反対）はありましたか」



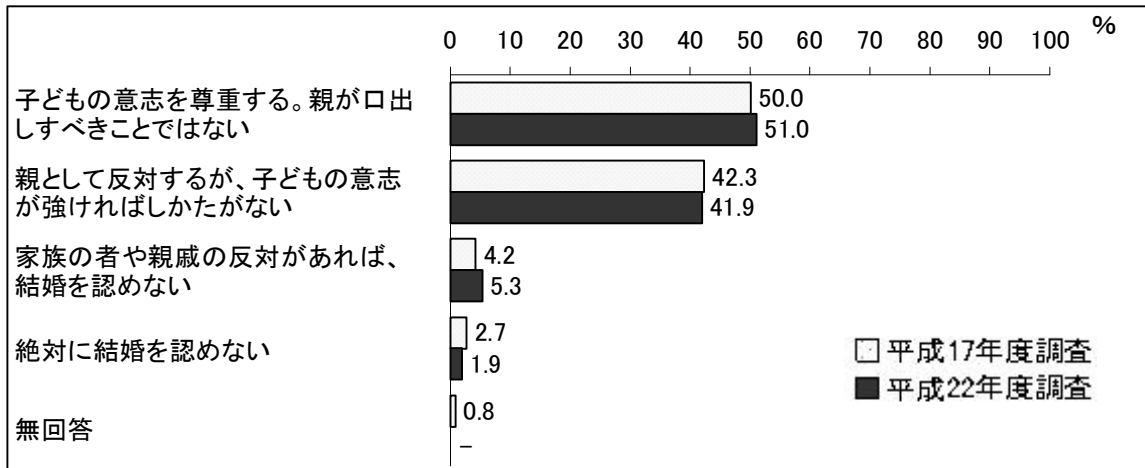
Ⅱ図1-2 同和地区生活実態調査：結婚について

「（同和地区外の人と結婚し、結婚する時に差別があった方に）親元には現在どの程度行き来がありますか」



Ⅱ図1-3 人権同和問題に関する市民意識調査：人権同和問題に対する意識について

「仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身者であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか」



【今後の施策】

- 1 同和問題の歴史的経緯と差別の現状について、理解と認識を深めるとともに、行政・地域・学校・職場・運動団体等が連携し、同和問題の解決を図ります。
- 2 同和問題を重要な人権問題と捉え、市民が正しい理解と人権感覚を高め、すべての人の基本的人権を尊重するため、啓発活動の推進と人権意識の高揚を図ります。
- 3 当事者の「自覚」「自立」「自己実現」に向けての支援体制の充実、相談活動や当事者が継続して学ぶことのできる機会が必要であり、隣保館・同和対策集会所などで各種教室や研修会等を開催し、人権のまちづくりの推進を図ります。

(2) 生活環境の改善

【現状と課題】

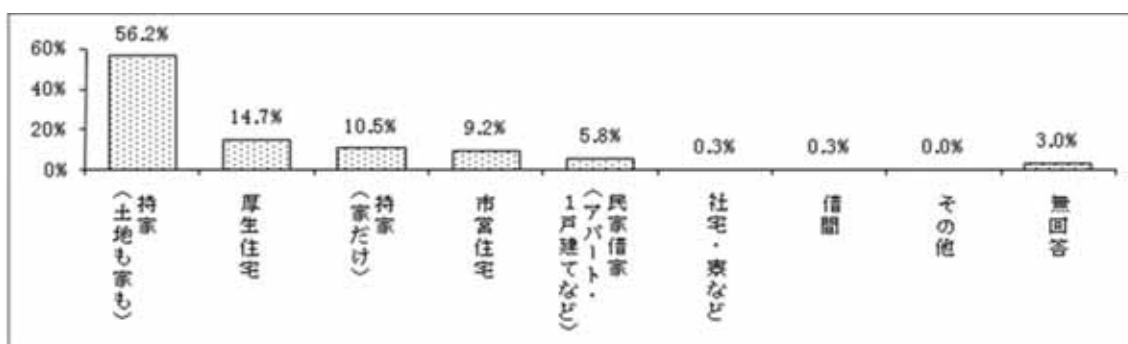
生活実態調査の住宅についての調査では、前回調査とほぼ同じ7割近くが持家で生活している一方、「厚生住宅」「市営住宅」に23.9%（前回24.3%）の人が入居しています。（Ⅱ図1-4）厚生住宅は耐用年数を経過した住宅があります。

水洗化の状況では、「水洗化されている」48.0%（前回37.0%）、「水洗化されていない」48.0%（前回58.6%）であり水洗化が促進された結果と捉えられますが、佐久市全体の水洗化率86.9%に比べると低い状況です。（Ⅱ図1-5）また、住環境については、「道路舗装、幅、条件が悪い」「買い物に不便」等の回答が43.5%（前回33.2%）と前回よりも上回っている状況から、今後も生活環境の改善に向けた対策を推進していく必要があります。

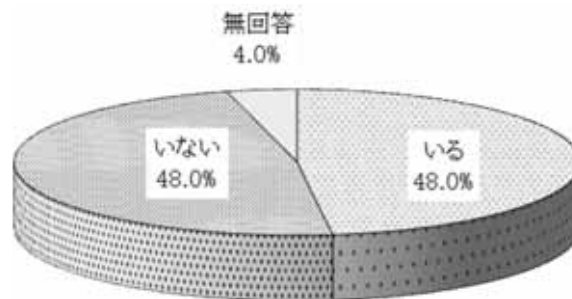
（Ⅱ図1-6）

Ⅱ図1-4 同和地区生活実態調査：住宅について

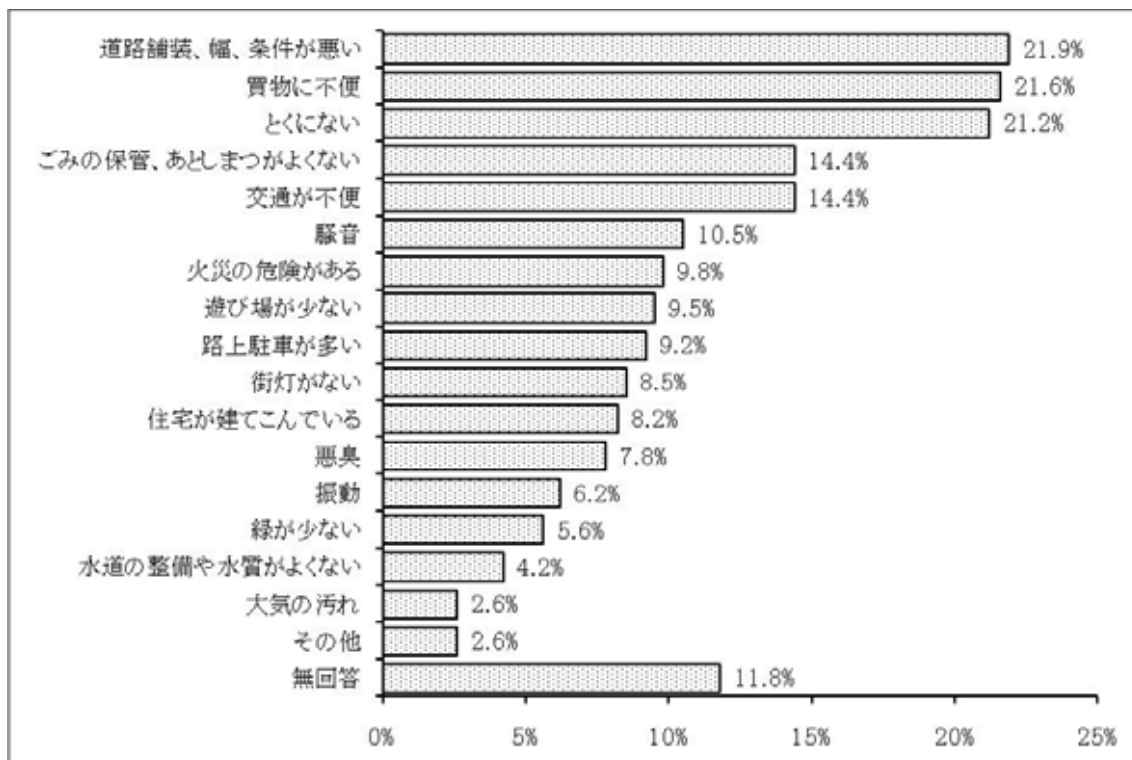
「お宅の住まいは、次のどれですか。」



Ⅱ図1-5 同和地区生活実態調査：住宅について
「現在の住宅は水洗化されていますか。」



Ⅱ図1-6 同和地区生活実態調査：環境について
「お住まいのまわりの環境について、感じている事がありますか。」
(複数回答可)



【今後の施策】

- 1 快適な住環境を確保するため、危険性・緊急性を考慮し、計画的に道路・水路等の改良を図ります。
- 2 生活排水事業は、快適な生活環境づくりと、公共用水域の水質保全をさらに図ります。
- 3 耐用年数を経過した厚生住宅については、払下げを推進します。

(3) 社会福祉の充実

【現状と課題】

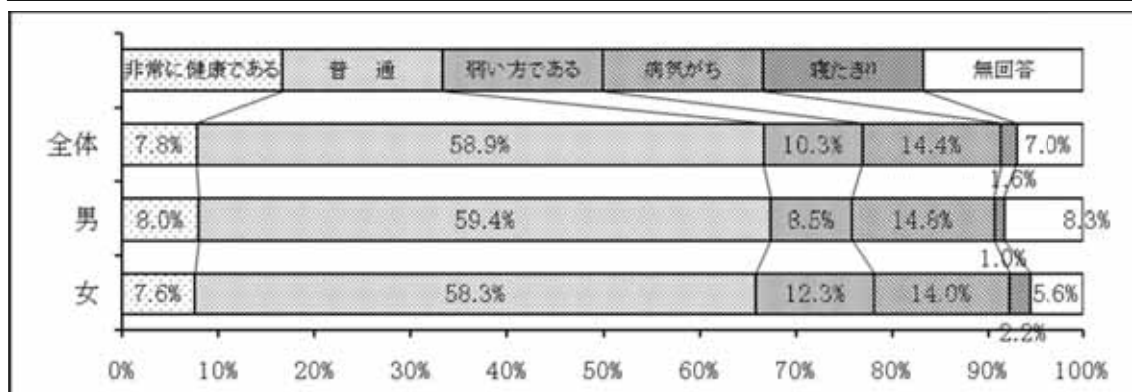
生活実態調査の「健康の状態」では、「非常に健康である」「普通」を合わせると66.7%（前回66.8%）の人が健康である一方、「弱い方である」「病気がち」「寝たきり」を合わせると26.3%となっており、これから高齢化がさらに進むことを考えると、厳しい現状にあると言えます。（Ⅱ図1-7）

「福祉施設等の利用」では、4.9%の人が利用している反面、20.0%の人が利用していないことから、施設やサービスの利用者が限られている現状であります。（Ⅱ図1-8）

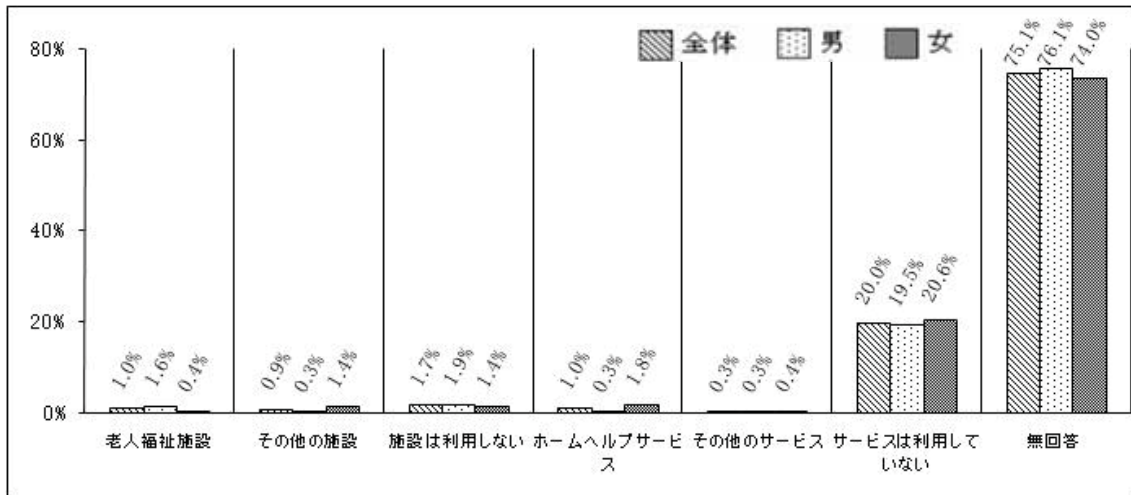
今後も、保健・医療・福祉に関するさまざまなニーズに対応し、生活文化水準の向上を目指す総合的な地域福祉施策の充実を図っていく必要があります。

Ⅱ図1-7 同和地区生活実態調査：健康の状態について

「現在の健康状態をお答えください。」



Ⅱ図1-8 同和地区生活実態調査：福祉施設等の利用について
「最近1年間にどんな福祉施設やサービスを利用しましたか。」



【今後の施策】

- 1 疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健（検）診を積極的に受診できるよう保健補導員等を通じた啓発活動を推進します。
- 2 日常生活の中で健康づくりの重要性を啓発し健康教室や健康相談などの事業を積極的に推進します。

(4) 産業の振興

【現状と課題】

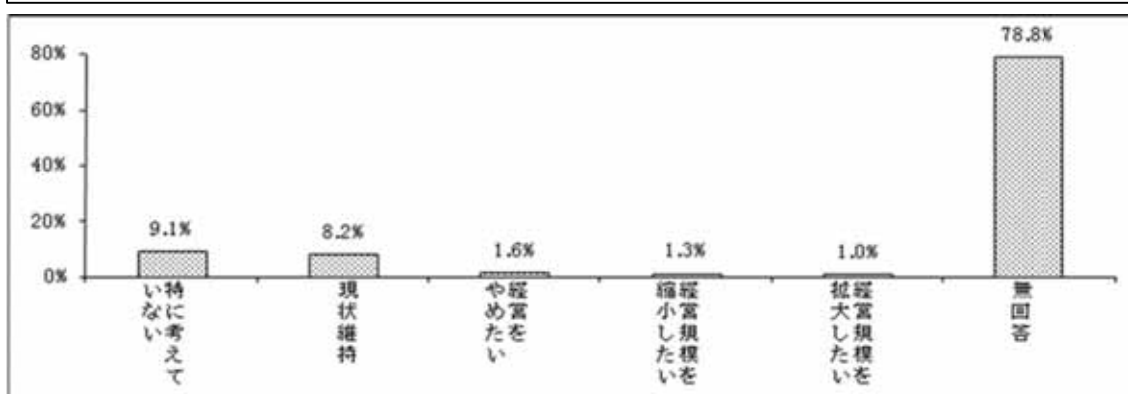
長野新幹線佐久平駅や上信越自動車道佐久インターチェンジ周辺を中心に商業集積が進み、佐久市の商圈人口は、県下4番目の規模に拡大した一方、地域商店街の空洞化が進んでおり、既存商店街の魅力を高めていく必要があります。

また、農業においても、社会情勢等の変化により、意識変化が見られ、生活実態調査では「今後の経営方針」について「現状維持」が8.2%と前回(17.6%)と比較し半減しています。(Ⅱ図1-9)

このようなことから、同和対策事業により導入した園芸畜産施設についても、一部遊休化している施設もみられることから、今後の利活用の方向性を検討していく必要があります。

Ⅱ図1-9 同和地区生活実態調査：農家の実態について

「(農業について) 今後の経営方針についてお答えください。」



【今後の施策】

- 1 「佐久市中小企業振興資金融資制度」による経営支援、また「佐久市商工業振興事業補助金」による、まちおこし等の事業の支援を行い、活性化を図っていきます。
- 2 「佐久市農業振興ビジョン」に基づき、担い手の確保や収益性の高い品目への移行を進めるなど、農業の活性化を図っていきます。

(5) 職業の安定

【現状と課題】

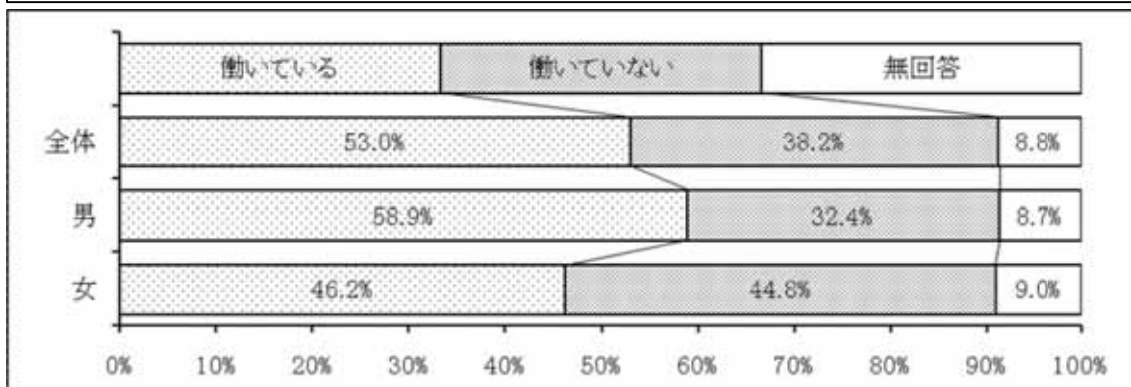
リーマンショック以降の経済の停滞などを背景として、本市を取り巻く雇用情勢は、持ち直し傾向もみられるものの、依然として厳しい状況が続いています。

生活実態調査の就労の有無の項目では、「働いている」が53.0%（前回46.4%）「働いていない」38.2%（前回37.8%）とともに増えております。（Ⅱ図1-10）

また、給与形態では、「時間給」「日給」の給与形態が46.6%（前回44.9%）と増えており、不安定な生活が増えている現状です。（Ⅱ図1-11）

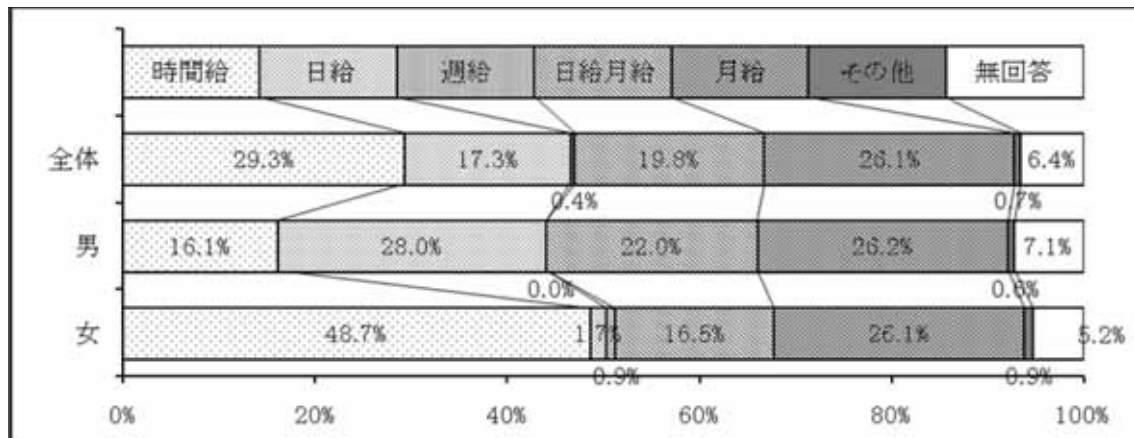
Ⅱ図1-10 同和地区生活実態調査：就労の有無について

「あなたは、現在働いていますか。」



Ⅱ図1-11 同和地区生活実態調査：給与形態について

「（会社・団体・個人・官公庁などに雇われている方に）給与は次のどれですか。」



【今後の施策】

- 1 企業における、就職時の公正採用については、関係機関等と連携し、一層の推進を図ります。
- 2 企業や関係機関と連携し、雇用の促進に努めていきます。

(6) 隣保館活動の推進

【現状と課題】

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的としています。

本市には、中央隣保館、臼田人権文化センター、浅科人権文化センター、望月人権文化センターが設置されており、地域住民の生活文化の向上と、人権意識の高揚、社会福祉事業の充実に努めてきました。

今後、ますます総合的な生活相談ニーズが増え、多様化する傾向にあることから、活動の充実に努める必要があります。

【今後の施策】

- 1 同和地区住民の自立促進につながる行政施策を効果的に推進していくとともに、自立意欲と社会参加を促進し、地域住民の福祉向上、人権教育及び人権啓発、地域住民の交流の拠点として、隣保館活動のより一層の充実に努めます。
- 2 中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動など、地域社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に努めます。

(7) 解放子ども会活動の推進

【現状と課題】

佐久市では、同和地区出身の児童・生徒等が、「差別に負けない、あらゆる差別をなくし、人権を尊重し、部落完全解放」を目指して活動している解放子ども会があります。

小・中学校の教職員や地域の先輩・ボランティアの協力のもと、基礎学習活動や解放学習活動、各種行事等を行っています。

地域での行事等には、先輩や卒業生等が協力し、解放子ども会を支えてくれています。

しかし、少子化や、意識の多様化による社会環境の変化などにより、年々会員数が減少し活動を休止している解放子ども会もあります。

今後も、会員が活発に活動し、部落解放の次代の担い手として望ましい成長が図られるような支援をするために関係機関と協力しながら解放子ども会活動を推進していく必要があります。

【今後の施策】

- 1 行政・学校・運動団体・解放子ども会保護者会がともに連携し、部落完全解放に向けて、解放子ども会の円滑な運営と活動の推進に努めます。
- 2 解放子ども会の趣旨に沿い、一人でも多くの子どもたちが解放子ども会に学び、それぞれの目的に向かい、活発に活動できるよう解放子ども会運営委員会及び運動団体、保護者、教職員と連携し会の運営に取り組みます。

(8) 部落差別事象への対応

【現状と課題】

差別事象は、悪質な差別文書やインターネットによる差別的な書き込み、公の施設での差別発言等が発生しています。

佐久市においても、不動産鑑定事務所の土地差別調査事件や、学校における生徒の賤称語使用による差別事象、また、福祉施設職員による差別発言事件が発生しています。

地域における人権同和教育講座や、学校における人権同和教育の取組の中、差別事象が後を絶たない現状があります。

【今後の施策】

- 1 差別事象が発生した場合は、事実関係の把握に努め、差別に至った経過やその要因と社会背景を分析し、問題解決への対応に努めます。
- 2 運動団体や関係機関と連携を図りながら、人権意識の高揚のため、各種人権同和教育研修や啓発活動の一層の推進を図ります。

2 子どもの人権に関すること

【現状と課題】

子どもの人権については、国際条約やさまざまな国内法令において基本原理及び理念が示され、人権の尊重とともにその心身にわたる福祉の保障及び増進が求められています。

市民意識調査においても、人権にかかわる問題として関心のあるものの中で、子どもの人権に関することがトップでした。7割以上が「子どもの人権が尊重されている社会とは思わない」と回答し、その理由として、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」や「子どもによる暴力、いじめ、仲間はずし」などがあげられています。（Ⅱ図2-1、2-2）

学校現場等におけるいじめは、さまざまな対策を講じて減少傾向を示しているものの依然としてみられ、この解消が大きな課題となっています。

いじめの状況としては、いじている本人や教職員もいじめという認識に欠けていることがあります。具体的な事象が生じた場合、「本人がいじめられていると感じた場合、それはいじめである」と認識して対応していく必要があります。

また、近年、子どもたちが児童虐待の犠牲となる痛ましい事案が社会的に大きな問題となっているほか、情報機器による有害情報の閲覧・児童買春・児童ポルノなどのトラブルに巻き込まれる危険性が懸念される状況にあります。

このような状況のなかで、大人たちは、未来を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを再認識し、社会全体が一体となり、子どもの人権尊重や保護に向け取り組んでいくことが必要です。

一人ひとりの違いを認め合い、個性を尊重するという人権意識の高揚を図ることも必要です。

不登校*児童生徒の状況としては、「中1ギャップ」といわれる現象が特に顕著であり、中学校に入学した1年間で小学校6年時の約3倍に増加します。

（Ⅱ図2-3）これは、人間関係や学習内容・方法など、入学後の新たな環境にうまく対応できないということが大きな要因のひとつとなっています。

市教育委員会では、こうした状況に対応するため、スクールメンタルアドバイザー*を中心に中間教室、ハートフルコーディネーター、ハートフルフレ

ンドなどの個々の児童生徒の実状に応じた相談や支援を行っています。

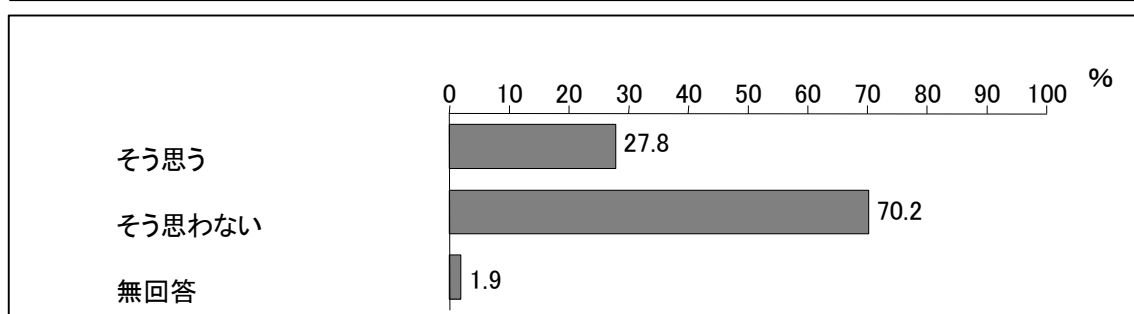
***不登校**

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因の背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくても登校できない状況にあること(ただし病気や経済的な理由によるものを除く)をいう。

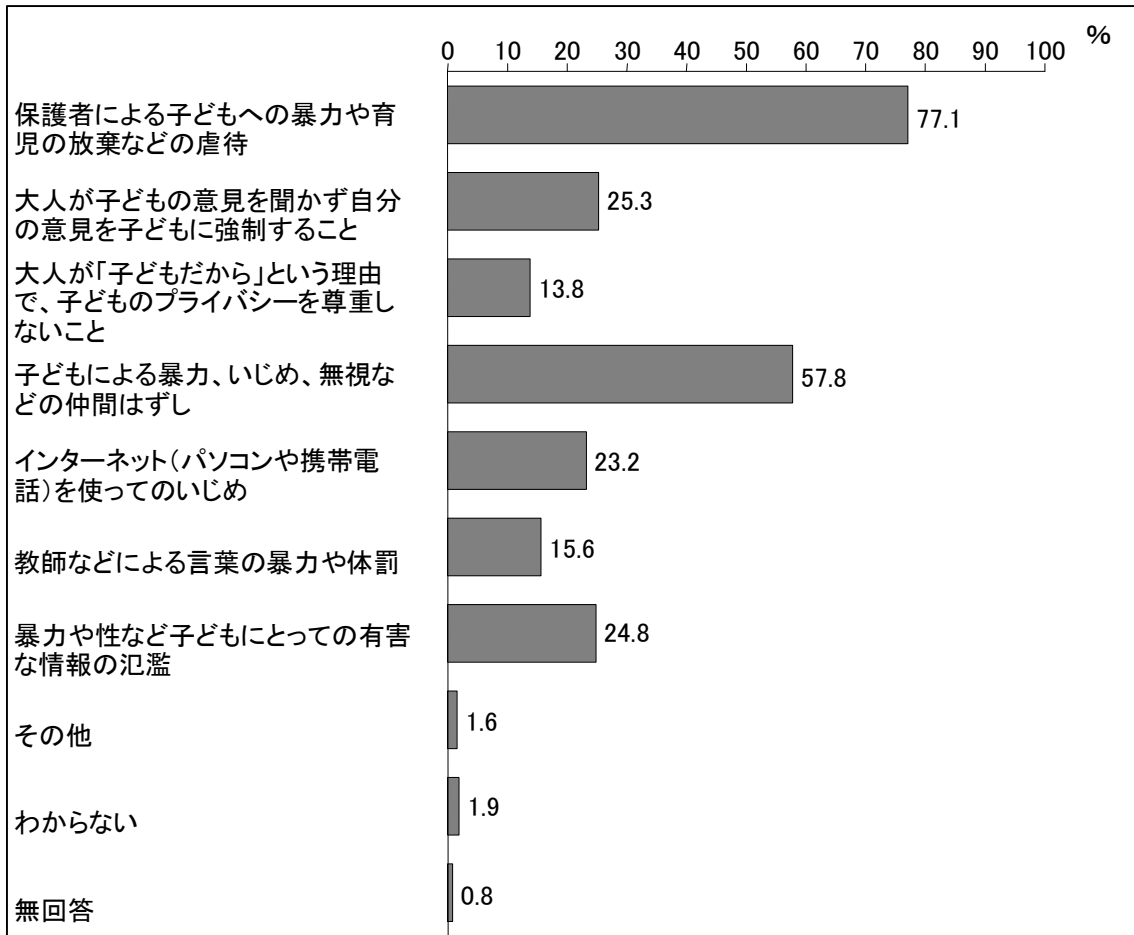
***スクールメンタルアドバイザー**

教員や保護者などから児童・生徒の不登校・いじめ及び学校内の諸問題相談を受けている。(平成4年度から市教委が配置した。)

Ⅱ図2-1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「子どもの人権が尊重されている社会だと思いますか」

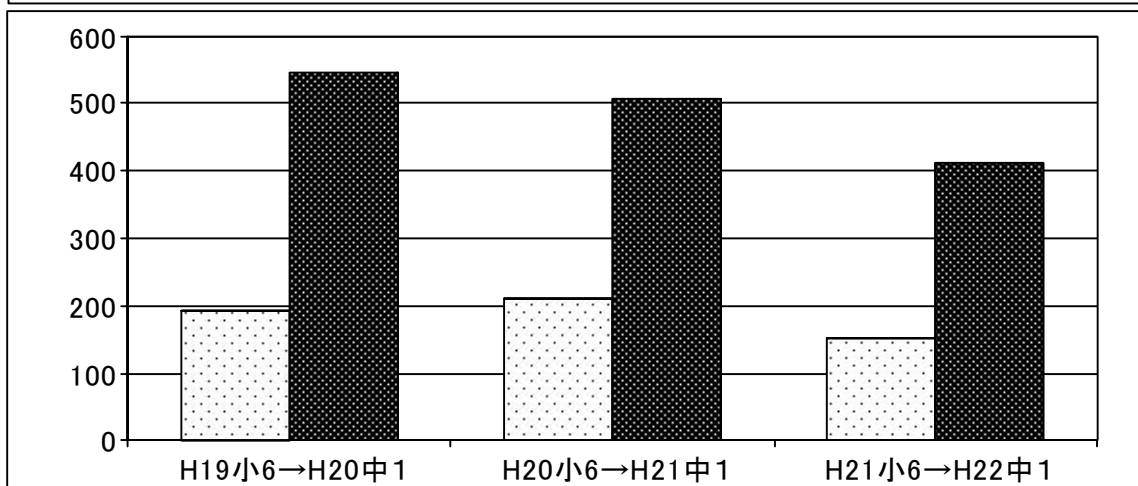


Ⅱ 図 2 - 2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「子どもの人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか」
(複数回答可)



Ⅱ図 2-3 長野県内における小6・中1時点の不登校児童生徒数の比較

(単位:人)



資料:長野県教育委員会 教学指導課

【今後の施策】

- 1 「児童の権利に関する条約」*の理念と精神に学び、子どもの人権が決して侵害されることなく、子どもにとっての最善の利益が保障される社会の形成や、子どもを社会全体で育てる環境づくりに努めます。
- 2 家庭・地域と連携し、子どもたちの人権に関する課題解決に向けた取組に努めます。
- 3 児童・生徒及びその家族が安心して相談できる体制づくりを進めるため、「個」を大切にする学校の指導体制の充実と、電話相談等によるスクールメンタルアドバイザーとの連携を図り相談事業の充実に努めます。
- 4 いじめについては、事実関係の把握に努め、児童生徒の立場に立った、差別やいじめを許さない環境づくりを推進します。
- 5 不登校等については、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための適切な情報提供を行い、家庭を側面から支援する体制づくりを推進します。
- 6 いじめと不登校は互いに関連している問題であるので、スクールメンタルアドバイザー、佐久市不登校等対策連絡協議会*などを活用し、佐久児童相談所、佐久市家庭児童相談員、民生児童委員（主任児童委員連絡会）等関係する諸機関と情報交換を行い、早期発見・早期対応に努めるとともに、地域全体でいじめ及び不登校等をなくす指導体制づくりを推

進めます。

- 7 子どもの人権の視点のもと、児童虐待の早期発見や早期対応を図り、地域や保育所・幼稚園・学校・児童相談所・医療機関等の連携を深め、幅広いネットワークを構築し、生命尊重の精神や人権意識の高揚を推進します。

*** 児童の権利に関する条約**

平成元年の国際連合の総会で採択され、世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるように決めた条約。日本も平成6年にこの条約を結んでいる。

子どもを人権の主人公として尊重する考え方を明確にしており、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障している。

また、子どもを発達する存在として捉えており、子どもが発達する存在であるという面から、さまざまな子どもの人権を保障している。

*** 佐久市不登校等対策連絡協議会**

市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るために設置された協議会。

3 障がい者の人権に関すること

【現状と課題】

障がい者施策の目指すところは、ノーマライゼーション*の理念を踏まえて、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現にあります。

障がい者福祉については、すべての人が等しく家庭や住み慣れた地域で互いに思いやり、尊重し合いながら安心して生活を送れることが課題となっています。

しかし、市民意識調査では、「障がいのある人の人権が尊重されていない」と7割近くの方が感じており、そう感じる主な理由として、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」や、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が挙げられています。（Ⅱ図3-1、3-2）

この結果には、障がいや、障がいのある人に対する正しい知識や理解が不足していることが挙げられます。

これらの状況を踏まえ、障がいのある人が安心して働け、経済的に自立できる環境づくりが必要です。

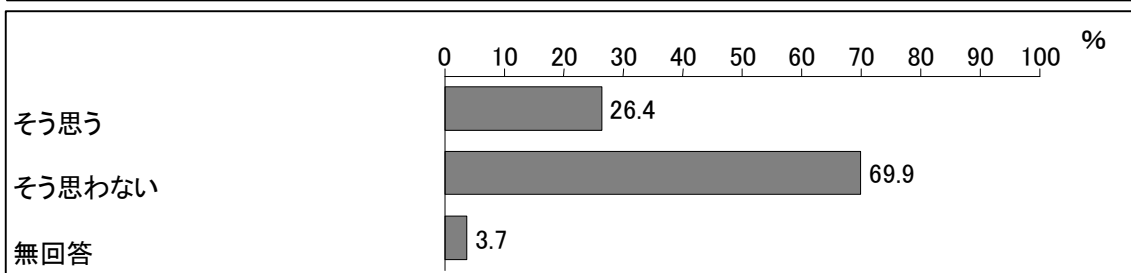
また、障がいのある人が地域で生活をするためには、障がいを持つ人個人の力だけではなく、周囲の人々の支援が大切となります。

そのためには、関係機関による支援だけではなく、障がいと、障がいのある人に対する家庭・地域の人々の理解・協力が不可欠であるため、関係機関や市民に広く協力を得ながら総合的な地域福祉の推進に努めます。

*ノーマライゼーション

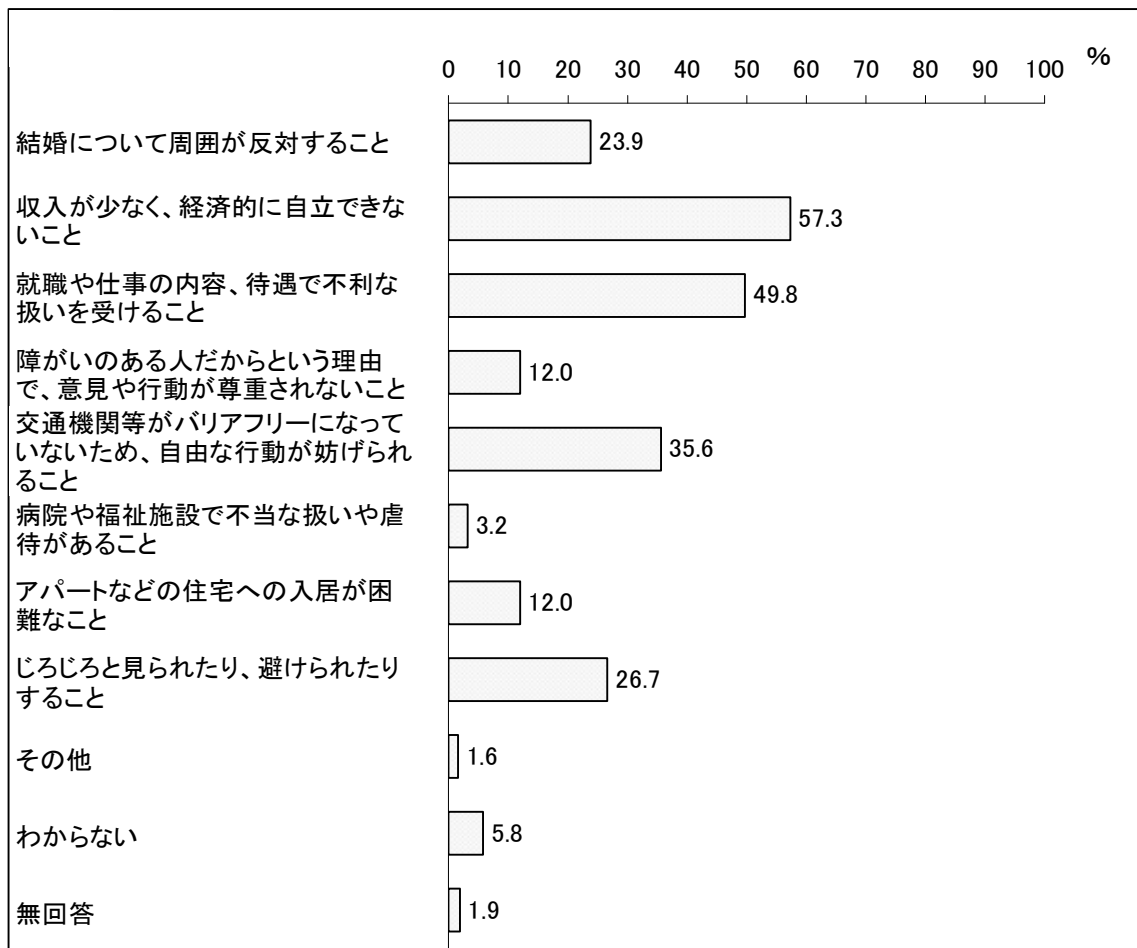
障がいのある人や老人等、社会的に不利な人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法。

Ⅱ図3-1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「障がいのある人の人権が尊重されている社会だと思いますか」



Ⅱ図 3-2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について

「障がいのある人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか」（複数回答可）



【今後の施策】

- 1 障がいや、障がいのある人への正しい知識や理解の推進を図ります。
- 2 家庭・地域・関係機関と行政が一体となり、障がい者が地域で安心して過ごせる環境づくりや啓発に努めます。
- 3 障がい者の権利利益の擁護のため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づく施策を促進します。

4 女性の人権に関すること

【現状と課題】

女性も男性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会、男女共同参画社会を築くことが女性の人権尊重につながります。市では、あらゆる分野において、個人の人権が尊重される男女共同参画意識の確立を目指した「第1次佐久市男女共同参画プラン」を策定し推進してきました。続いて、このプランを継承する「第2次佐久市男女共同参画プラン」を策定し、施策の推進を図っていきます。この第2次プランは、女性の人権に関して「人権の尊重と暴力のない社会づくり」の施策の方向として「男女間のあらゆる暴力の根絶」を重点目標に掲げています。男女間のあらゆる暴力には身体的、精神的等さまざまな暴力が存在し、背景には性別による固定的性別役割分担意識や経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況に根差したものが多くあります。強い者から弱い者への支配という人権を無視した考え方からもたらされているものです。男女間のあらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、家庭内等で行われることが多いため潜在化しやすく、激化し被害が深刻化する状況も見受けられます。

このような被害をなくすため、男女間のあらゆる暴力(DV)は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの正しい認識を市民に周知し、身近で起きた場合は積極的に通報するような意識づくりが必要です。第2次佐久市男女共同参画プランの事業を推進することで、男女間のあらゆる暴力(DV)の根絶に向け啓発活動を強化し、被害者への支援体制の充実を図ります。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)

男女の親密な関係(夫婦・恋人・パートナーなど)の間に起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉や身振りで恐怖感や不安感を植えつけたり、相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含まれる。

【今後の施策】

- 1 男女間のあらゆる暴力(DV)の予防・早期発見のための啓発推進と被害者支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。

5 高齢者の人権に関すること

【現状と課題】

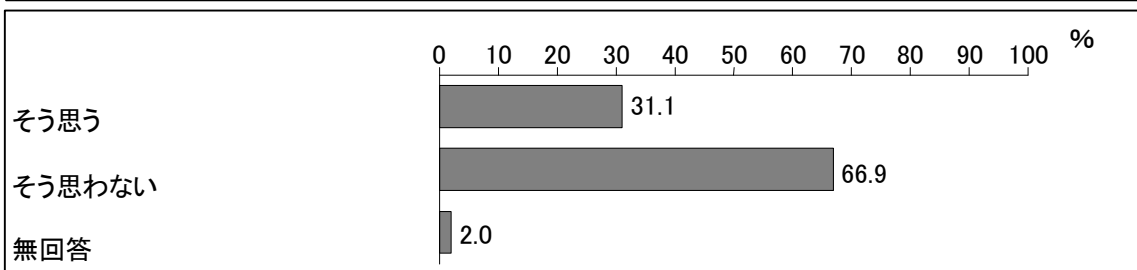
高齢化社会が進行し、佐久市の高齢化率は平成 23 年 10 月 1 日現在 25.9% に達しています。このような中、寝たきりや認知症の高齢者が急増し、また核家族化による家族の介護力の変化などによって高齢者介護は老後の最大の不安要因となっており、介護放棄、肉体的・心理的虐待、高齢者の孤独死などの悲惨な事態も発生しています。

市民意識調査でも、「高齢者の人権が尊重されているとは思わない」と 7 割近くが回答し、その理由として、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」をあげています。「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」をあげている人もいます。（Ⅱ図 5-1、5-2）

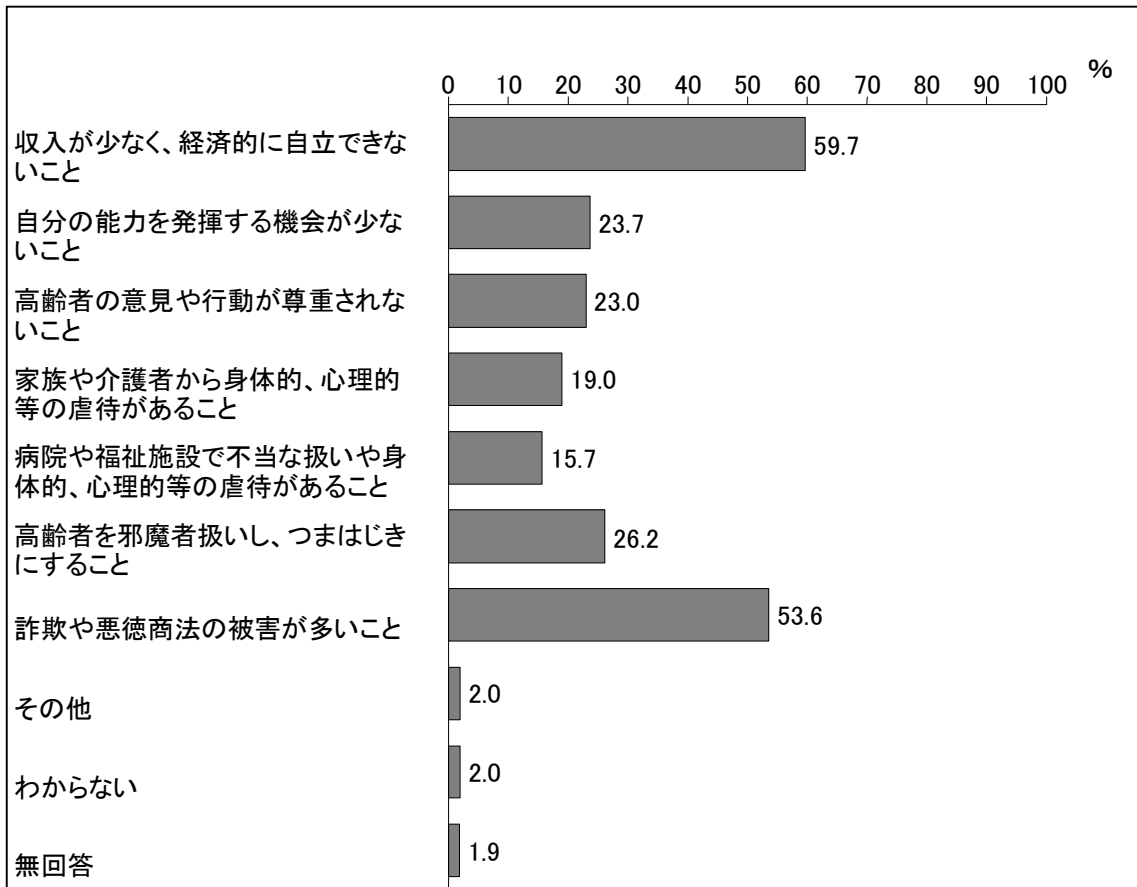
今まで住み慣れた地域や家庭で安心して老後の生活を送ることは、高齢者も含めたすべての人の願いです。

高齢者の人権について認識を深め、市民一人ひとりが健康で生きがいのある長寿社会を確立し、人権が尊重される明るい地域社会を築いていく必要があります。

Ⅱ図 5-1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「高齢者の人権が尊重されている社会だと思いますか」



Ⅱ 図 5 - 2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「高齢者の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか」
(複数回答可)



【今後の施策】

- 1 関係機関・団体と連携を図り、「佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画」により事業を推進し、安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- 2 高齢者の社会参加や社会に貢献する機会を推進するため、生涯学習、地域活動やスポーツ、レクリエーション活動の参加を支援します。
- 3 高齢者大学などの生涯学習機会を提供し、高齢者自身の能力開発や話題づくりを支援します。
- 4 高齢者に対する虐待の防止や、成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護の推進を図ります。

6 外国人の人権に関すること

【現状と課題】

今日、日本には、国際化の進展に伴いさまざまな国の人が生活しています。

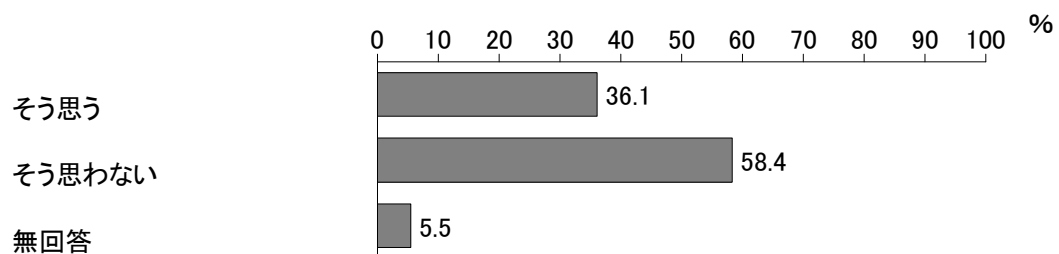
佐久市においても、さまざまな目的により、中国・タイをはじめとした多くの外国籍の人々が暮らしていますが、言語や文化・生活習慣の違いから生ずる誤解や偏見により、差別へとつながってしまうケースも見られます。

市民意識調査では、「外国人の人権が尊重されているとは思わない」が6割近くとなり、その理由として「地域社会での受け入れが十分でないこと」が5割以上となっています。（Ⅱ図6-1、6-2）

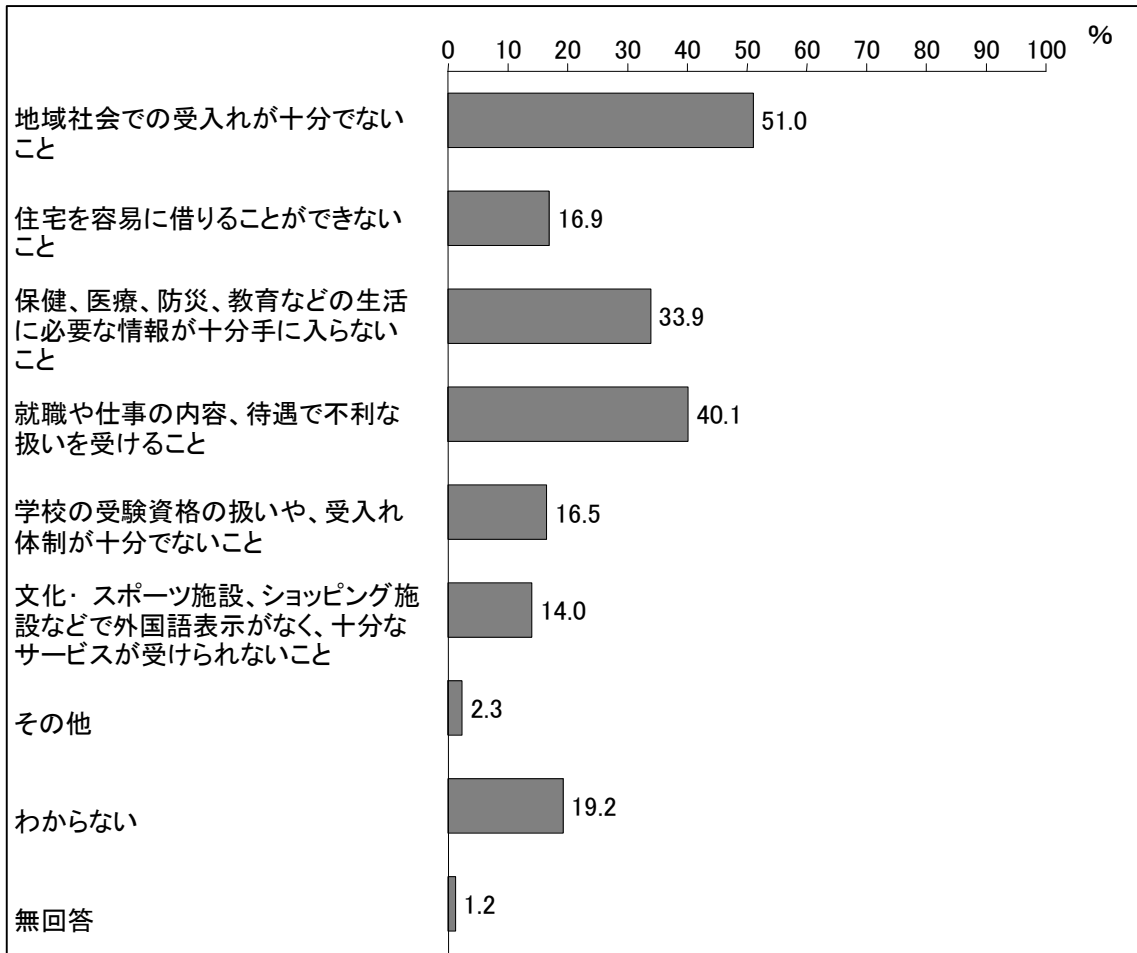
佐久市では、通訳やホームステイを受け入れるボランティアの登録制度を定めたり、ボランティア団体等による日本語教室の開催、5か国語による生活ガイドブックの作成、国際交流フェスティバルや人権展などの各種交流事業の開催により、お互いに対する理解が深まり、豊かな多文化共生社会が成立することを目指してきました。

今後も、外国人に対する偏見や差別の解消を図るため、言葉や文化、生活習慣などに対する理解と人権意識を高めるための啓発活動を推進する必要があります。

Ⅱ図6-1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「外国人の人権が尊重されている社会だと思いますか」



Ⅱ図6-2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「外国人の人権が尊重されていないと思うのは、特にどのようなことですか」
(複数回答可)



【今後の施策】

- 1 日本人市民と外国人市民との間の交流を積極的に推進し、市民一人ひとりがお互いの言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2 関係機関等と連携し、市内の道路標識、案内表示の外国語併記、外国語による情報提供に努め、外国人市民のためのサービスの充実を図ります。
- 3 海外研修、国際理解教育を進め、国際感覚の豊かな人材の育成に努めます。

7 犯罪被害者等の人権に関すること

【現状と課題】

我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心の高まりから、平成17年に、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務が規定されました。

犯罪等の被害者やその家族には、生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショックや、時として周囲の心無い言葉やマスメディアの取材などによる二次的被害を受け、苦しめられるという人権侵害があります。

現在は、国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があり、犯罪被害者やその家族の視点に立ち、二次的被害等を防止し、犯罪被害者等の人権を守る取組及び啓発活動を推進する必要があります。

【今後の施策】

- 1 犯罪被害者やその家族の人権を守るため、関係機関等と連携を図っていきます。
- 2 市民に向けた広報啓発の推進に努めます。

8 HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権に関すること

【現状と課題】

(HIV*感染者等)

平成22年末現在、厚生労働省のエイズ動向委員会に累計で18,447人のエイズ*患者・感染者が報告されていますが、現実にはそれ以上の感染者がいると推測されています。

それは、感染から発病までの潜伏期間が長く、感染しているのに気付かない感染者が多く、また、検査を受ける人が少ないことが主な要因と考えられます。誤った知識や無理解から生じる、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見と差別が、大きな人権問題となっている現状を踏まえ、市民に正しい知識の情報提供を行い、啓発活動を推進する必要があります。

(ハンセン病*元患者等)

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、感染した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、我が国においては、平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この間、家族や親族などとの関係も絶たれ、また、入所者の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

誤った知識や無理解から生じた偏見と差別が大きな人権問題となっている現状を踏まえ、市民に正しい知識の情報提供を行い、啓発活動を推進する必要があります。

*HIV(ヒト免疫不全ウイルス):

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、免疫の仕組みの中心であるヘルパーTリンパ球(CD4細胞)という白血球などに感染する。からだを病気から守っている免疫力を破壊していく。

HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではない。

HIV検査を受けることで初めて感染の有無を確認することができる。

治療の進歩によって、エイズ発症を予防したり遅らせたりすることが可能である。

発症しても治療で免疫力を再び高めることもできる。

きちんと医療機関で継続して治療を受けることが、HIVへの一つの重要な対応である。

***エイズ(A-後天性 I-免疫 D-不全 S-症候群):**

日本語では「後天性免疫不全症候群」といい、生まれた後にかかる(後天性)、免疫の働きが低下すること(免疫不全)により生じる、いろいろな症状の集まり(症候群)という意味になる。

エイズの原因は「HIV」というウイルスであり、エイズ(AIDS)はHIVに感染することで起こる病気である。

***ハンセン病:**

「らい菌」による感染症(細菌やウイルスなどの病原体が体内に入ったことによって起こる病気)である。遺伝はしない。

かつては「らい病」と呼ばれていたが、現在は「らい菌」の発見者であるハンセン医師の名前をとってハンセン病と呼ばれている。

らい菌の病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれである。

有効な治療薬により、早めに治療すれば、障がいを残さずに治る。また、回復された方に接触しても、感染することはない。

【今後の施策】

- 1 偏見や差別意識を解消するため、関係機関等と連携し、正しい知識と理解を深める教育・啓発を行います。

9 刑を終えて出所した人の人権に関すること

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、市民の意識の中に根強い偏見や差別意識、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

【今後の施策】

- 1 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための更生支援に対し協力をしていきます。

10 インターネットによる人権侵害に関すること

【現状と課題】

近年の情報化社会の発展に伴いインターネットは急速に普及し、現在では多くの方がインターネットを利用するようになりました。

しかし、発信者に匿名性があること、技術的・心理的に情報発信が容易であることから、インターネットを通じての他人への無責任な誹謗・中傷や、差別を助長する表現の掲載、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

インターネット上で発生する人権侵害に対して迅速な対応をする事を目的として、平成14年度に「プロバイダ責任制限法」が施行されましたが、依然としてインターネットを通じた人権侵害は無くなりません。

このような状況を踏まえ、インターネットにおいて人権が守られるように、情報を発信する際のモラルや責任について教育や啓発を推進する必要があります。

【今後の施策】

- 1 さまざまな学習、研修会等を通じて、人権尊重や差別解消の立場に立ったモラルあるインターネット利用の啓発に努めます。
- 2 インターネットを介した人権問題が発生した場合、関係機関等と連携し適切に対処をします。

11 様々な人権問題に関すること

人権問題は、この他にもさまざまなものがあります。

アイヌの人々は北海道を中心に先住民族として生活していましたが、日本の同化政策などにより長きにわたり独自の生活様式・文化を奪われてきました。平成9年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されましたが、アイヌの人々の文化や伝統は、今日まで保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあり、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準には他の人々と格差が認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

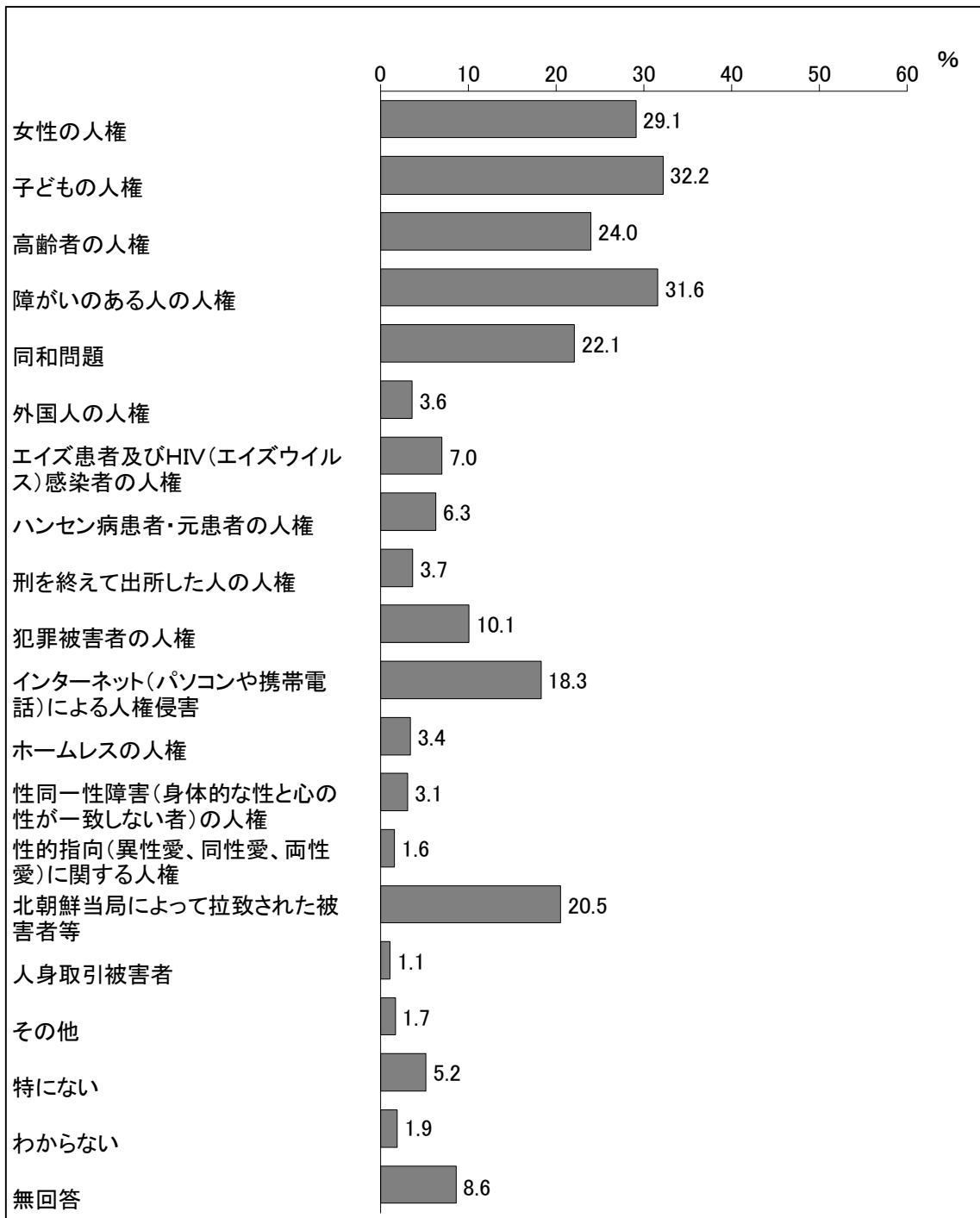
市民意識調査で、同和問題に次いで市民の関心がある問題（Ⅱ図11-1）でありました北朝鮮当局による拉致問題等については、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されています。

さらに、平成23年4月には国の人権教育・啓発に関する基本計画の一部が変更され、拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

また、性的指向及び性同一性障害など性的少数者に対する偏見や差別、ホームレスの人々に対する暴力や偏見・差別など新たな人権問題も生じてきています。

それぞれの問題状況に応じて、その解決に資するための正しい知識の普及や意識の啓発、各種の人権相談活動の推進を図ります。

Ⅱ図 1 1 - 1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「人権にかかわる問題として、関心のあるものはどれですか。」
(複数回答可)



第3章 人権同和教育・啓発の推進

1 就学前における人権同和教育

【現状と課題】

市内の保育所・幼稚園においては、就学前の子どもに対し、日々の生活や遊びの中で生命の大切さや友だちを思いやる心を育んでいます。

保護者をはじめ身近にいる大人は、子どもの成長に大きな影響を与えます。このため、保護者等一人ひとりが人権感覚を養う必要があります。

【今後の施策】

- 1 保育所・幼稚園においては、保護者等を対象に、人権同和教育問題を正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。
- 2 家庭と保育所・幼稚園・地域が一体となって、子どもの「思いやりの心」を育てます。

2 学校における人権同和教育

【現状と課題】

市内の各学校においては、学校の年間計画により重点的に研究授業、公開授業等各種研修会を実施するとともに、教材を自作したり、人権教育資料「あけぼの」を配布し活用するなど指導内容の充実を図ってきました。

また、毎年教職員を対象に研修会を開催し、講演会の開催と各学校での人権同和教育の実践発表を行うなど、人権同和教育に対する認識を深め、指導力や意識の向上に努めています。

しかし、生徒による差別事象が発生しており、指導内容や指導方法を検討し、学校生活すべての面で、人権教育を進める必要があります。

また、今後もさまざまな教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を育て、生命の尊さと相手を大切に思いやりの心を育てていく必要があります。

保護者に対しては、学校行事に併せ講演会等を実施し、啓発の充実に努めていますが、参加者が少ないことから、周知方法の改善を図るなど、さらなる啓発活動の充実に努める必要があります。

【今後の施策】

- 1 学校においては、日々の教育活動の中から、あらゆる差別や人権問題を教材として、生活に結びついた人権同和教育を進めます。
- 2 教職員においては、社会的立場を自覚し、人権同和教育を自らの課題としてとらえ、人権同和教育に対しての認識を深め、指導力や資質の向上に努めます。
- 3 人権同和教育の公開授業や、研修会の充実に努めるとともに、PTA会員の研修機会を拡充するなど、学校・家庭・地域が一体となった教育・啓発活動を推進します。

3 社会における人権同和教育

【現状と課題】

佐久市では、人権尊重社会を目指し、部落差別をはじめあらゆる差別に対して、市民の正しい理解と認識を培うためにあらゆる機会を捉えて、人権尊重についての教育・啓発に努めてきました。

市が行った市民意識調査の「人権に関することばのうち、あなたが見聞きしたことがあるものはどれですか」（Ⅲ図1）という質問に対し、前回調査に比べ、すべての項目において認知度が低くなっています。

また、「人権同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか」（Ⅲ図2）という質問に対し、「そっとしておけば差別は自然になくなる」という回答が上位を占めました。

このように、未だ「同和問題を口に出さず、そっとしておけば差別はなくなる」という“寝た子を起こすな”という考え方*が根強く残っています。

差別は日本の社会の慣行の中や、身近にも、現実にはさまざまな形で存在しており、この考え方では、差別の解消につながらないばかりか、人権意識を自覚することもなく、かえって差別を招くことにもなります。

この社会に未だ根深く残されている不合理や偏見を取り除くことを、自らの課題として捉え直し、市民一人ひとりが何をすべきかを考え、行動に移していくことが大切です。

さらに「どのようにしても人権侵害はなくなる」という回答が、前回調査より上回り、「わからない」という回答が増加するなど、人権同和問題に対する意識が後退しています。

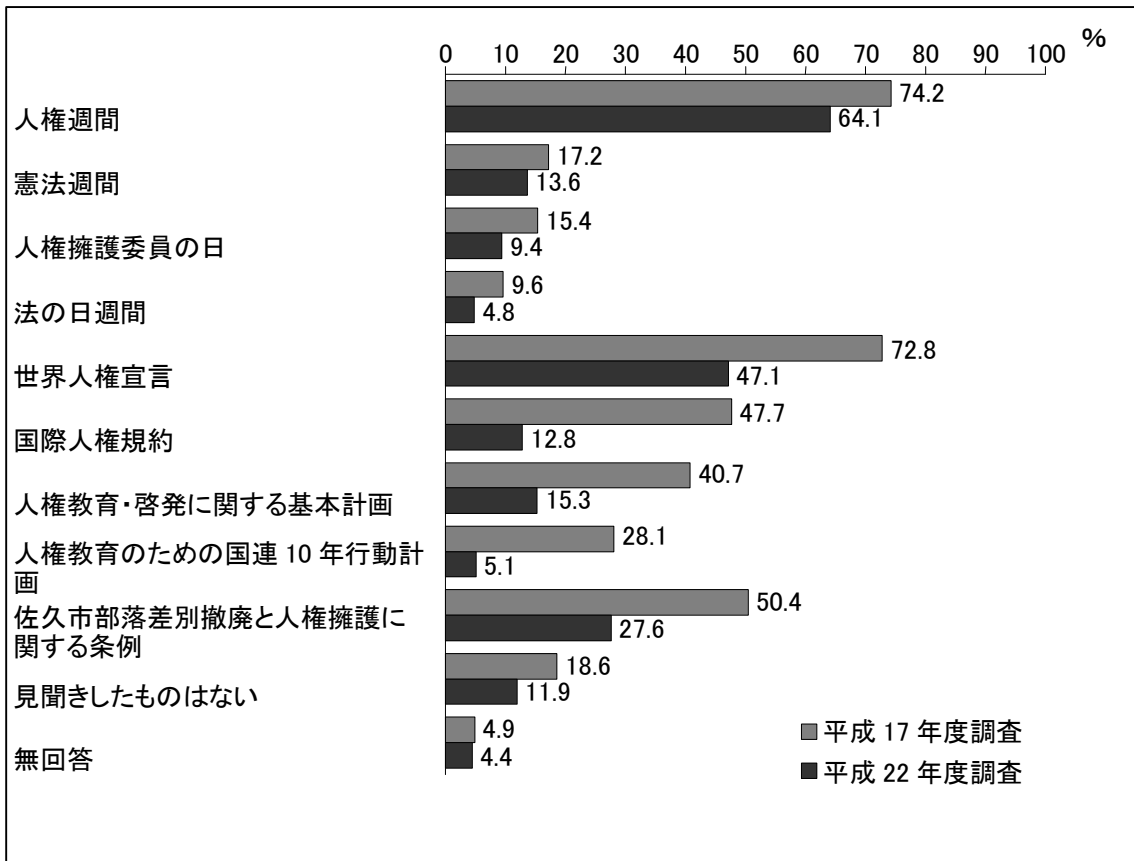
近年における差別事象は、旧来からの偏見と無理解が大きな要因としてあげられます。この問題の早急な解決は市民共通の課題であり、その解決の根底をなすものは教育です。

今後とも、家庭・地域・学校・企業・職場等さまざまな機会と場を活用し、積極的な人権同和教育を進めながら、意識の変革を行っていくことが必要です。

*「寝た子を起こすな」という考え方

同和問題をいまさらにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の変化に伴って自然に解消するという考え方。

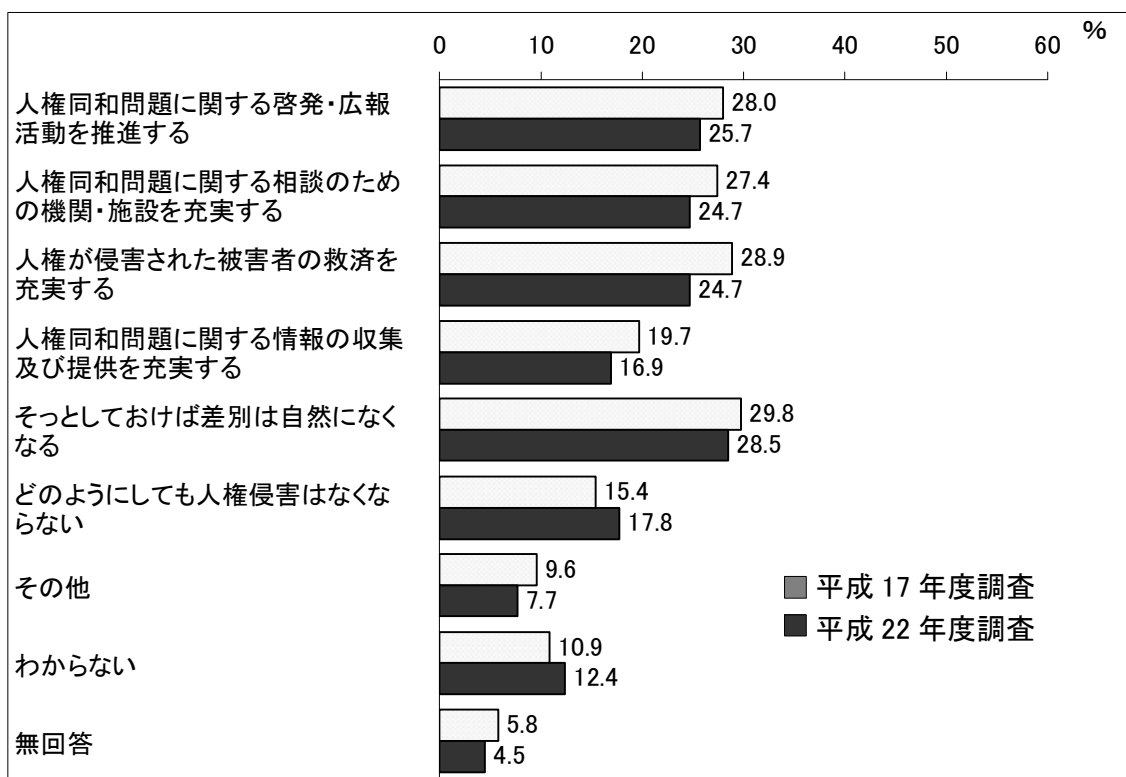
Ⅲ図1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権意識について
「人権に関することばのうち、あなたが見聞きしたことがあるものは
どれですか」（複数回答可）



Ⅲ図2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権同和問題への関わりについて

「人権同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか」

(複数回答可)



【今後の施策】

- 1 市民一人ひとりが人権同和問題を正しく理解するため、家庭・地域・学校・企業・職場が一体となった研修の機会と充実を図ります。
- 2 人権週間の取組をはじめ、さまざまな人権に関わる知識や情報を、周知します。
- 3 人権侵害は正しい学習と理解により、なくすことができることを自覚し、人権侵害をなくしていくための学習機会を提供します。

4 企業における人権同和教育

【現状と課題】

我が国は、憲法で職業選択の自由を保障していますが、昭和50年に「部落地名総鑑事件」*が発生しました。同和地区の所在などを記載した差別図書が出版され、多数の企業がこれを購入し、就職の機会が奪われていたことが判明しました。

その後、企業の社会的責任が重視され、人権が企業活動を含めたあらゆる活動の国際基準とされるようになり、企業においては、公正な採用選考、配置・昇進や障がいのある人の雇用推進などとともに人権啓発のための運営体制の構築などが大切になっています。

平成22年11月には企業などの組織が「社会の一員」として社会的責任を果たしながら、社会で活動していくための指針として、ISO26000*が発行されたことにより、より一層の企業努力が求められています。

佐久市では、平成17年に「佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会」を発足し、現在154社の加盟があり、職場からあらゆる差別をなくし、セクシャルハラスメント*やパワーハラスメント*などのない働きやすい職場づくりを進めています。

しかしながら、企業の参加数もまだまだ少ない状況が見られ、各企業内における教育・啓発活動が、十分とは言えない状況もあることから、一層の取組の強化が必要です。

* 部落地名総鑑事件

昭和50(1975)年12月、「人事極秘・部落地名総鑑」等の差別図書の存在が明るみに出た。同和地区の新旧地名、所在地、世帯数、職業などを載せたもので、国によって回収された結果、分かっただけでも全国で約200社が購入しており、これを利用して同和地区出身者を不採用にしていた企業や、結婚に際して身元調査をしていた人もいた。最近でも電子データ版の部落地名総鑑が発見されている。

こうした本は、同和地区の人びとの就職や結婚の機会を妨げるなど、さまざまな差別を拡大するきわめて悪質なものである。

* ISO26000

企業や公共・民間団体など、組織が社会の一員として、社会に果たすべき役割と責任＝社会的責任に関する国際規格。国際標準化機構(ISO)が発行し、説明責任や、人権の尊重など7つの原則を掲げている。

* セクシャルハラスメント

職場・学校などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる。

*** パワーハラスメント**

職場でのいじめや嫌がらせ行為の総称。パワハラと略して呼ばれることが多い。「職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること」としている。セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)も広義のパワーハラスメントに含まれると考えられている。

【今後の施策】

- 1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取組を促進します。
- 2 人権啓発資料の配布や、ビデオ等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。
- 3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、企業における人権同和教育の推進を図ります。

第4章 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

行政への「部落問い合わせ電話」や戸籍謄抄本等不正取得事件などにみられるように、差別身元調査が行われている現状のなか、平成20年戸籍法において「個人に関する情報を保護する観点」から法律の一部が改正され「本人確認」が必要となり、戸籍の請求の際にはすべての請求者に対し、写真付き証明書等による本人確認が実施されています。

佐久市では、平成17年に「佐久市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護を図っていますが、今後も個人情報の保護に関する法令・例規を遵守し、市が保有する個人情報の保護に努めます。

また、地方公務員法に定められている守秘義務の遵守はもとより、人権侵害につながる身元調査・問い合わせ等に対する的確な対応ができるよう、職員の資質の向上に努めます。

2 人権侵害の救済と擁護

市民意識調査では、「今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある」が3割を超えていました。人権侵害の内容は、他人からの悪口、陰口等が半数以上でした。（IV図1、2）

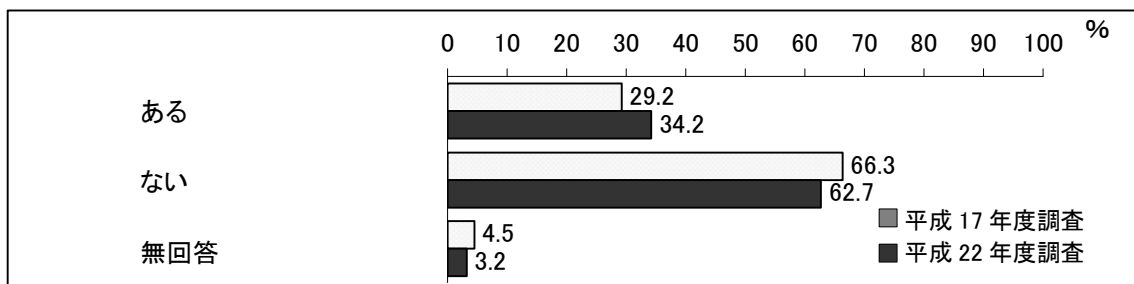
身近な市民生活において、依然として人権侵害は根深いものがあります。

このような状況に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め迅速かつ有効で適切な対応が必要です。

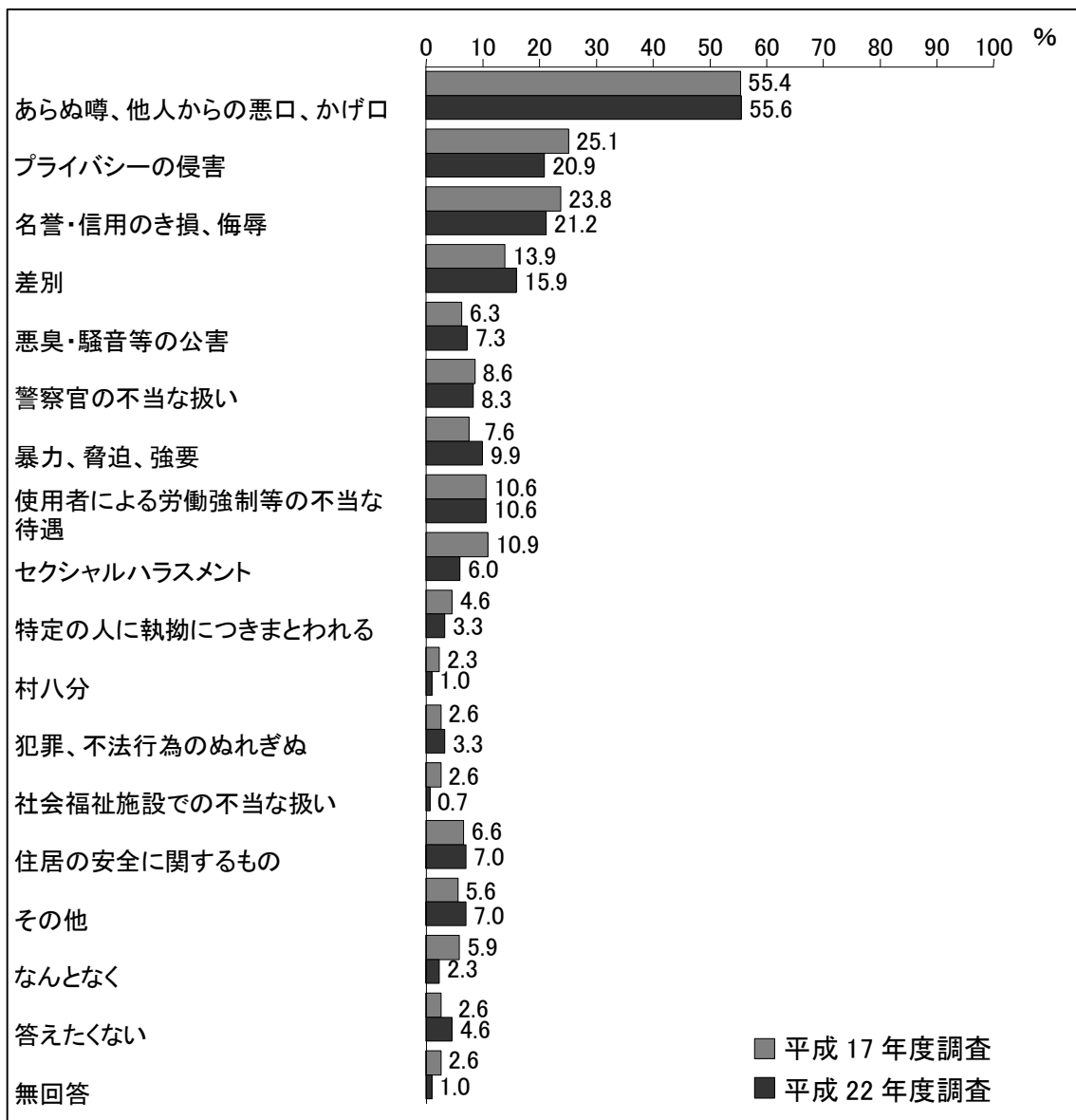
各関係機関等と連携を図り、人権啓発を推進するとともに、差別を受けた人への救済対策と人権擁護に努めます。

また、隣保館における人権相談窓口の体制の充実や、人権擁護委員による人権なんでも相談所等各専門機関と連携を図り、相談対応の充実に努めます。

IV図1 人権同和問題に関する市民意識調査：人権侵害について
「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」



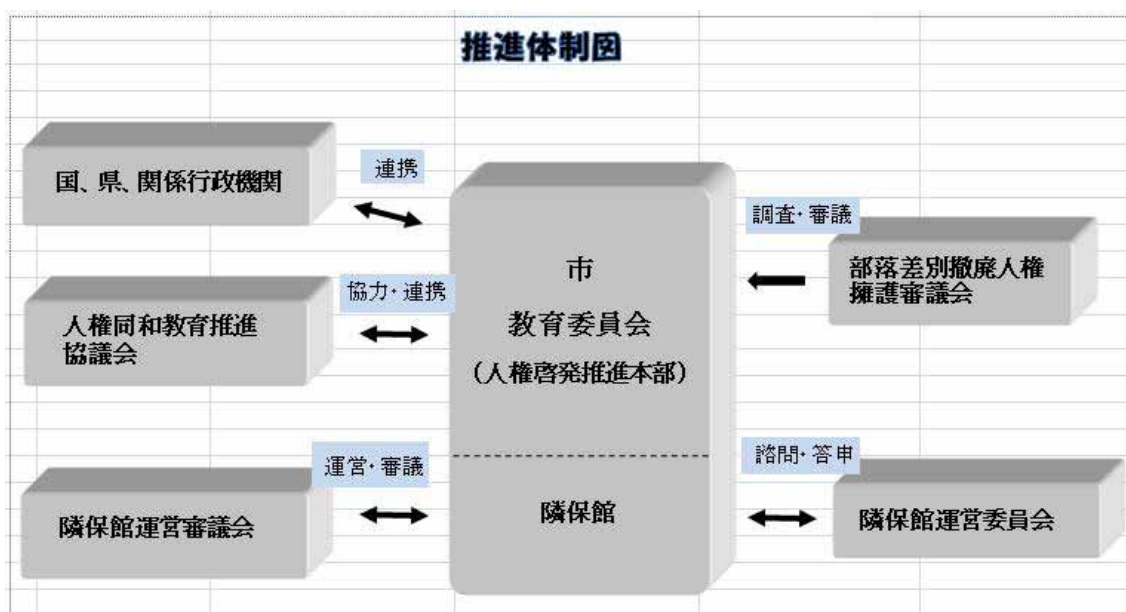
IV図2 人権同和問題に関する市民意識調査：人権侵害について
「（人権侵害を受けたと答えた方に）どのような人権侵害ですか。
差し支えなければお聞かせください」（複数回答可）



第5章 部落差別撤廃と人権擁護の推進

1 部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画の推進体制の強化

佐久市では、全庁的な推進体制を充実し、市民の皆さんや関係機関、推進団体の協力・連携により、総合的かつ計画的に部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を図り、人権を尊重する明るいまちづくりを推進していきます。



○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例第 8 条に基づき、「佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会」が設置されています。

部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議します。

○佐久市隣保館運営審議会

佐久市隣保館条例第 7 条に基づき、「佐久市隣保館運営審議会」が設置されています。

隣保館事業の円滑かつ適切な運営を図ります。

○佐久市人権啓発推進本部

佐久市人権啓発推進本部設置規程に基づき、「佐久市人権啓発推進本部」が設置されています。

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例及び佐久市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画に係る関係各部課等の相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ります。

○佐久市人権同和教育推進協議会

佐久市人権同和教育推進協議会要綱に基づき、「佐久市人権同和教育推進協議会」が設置されています。

佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりの推進を図ります。

○佐久市隣保館運営委員会

佐久市隣保館条例第 8 条に基づき、「隣保館運営委員会」が設置されています。

隣保館の運営について市長の諮問に応じます。

○国、県、関係機関との連携

国、県や近隣市町村との連携を図り、情報収集と提供を行い、各種事業を推進します。

○人権擁護推進関係団体

市内の人権擁護推進団体と協力・連携し推進体制を充実するとともに、地域全体の人権意識の高揚と、人権擁護の推進を図ります。

2 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画期間内達成目標

部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指す取組の目標として、達成目標を設定します。

	今後の施策	数値目標
隣保館活動の推進	中央隣保館及び各人権文化センターにおける生活人権相談、啓発活動、教養文化活動など、地域社会に密着した総合的な活動を展開し、人権同和問題の速やかな解決に向けた環境整備に努めます。	隣保館事業 5,000人/年 隣保館の利用 4,800人/年
女性の人権に関すること	配偶者暴力及び児童・高齢者虐待など、あらゆる暴力の予防・早期発見のための啓発推進と被害者支援体制の充実を図り、住み慣れたまちで安心して暮らせる地域づくりを推進します。	・DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合 現状値（H22年度調査）44% →目標値 60%
外国人の人権に関すること	市民との交流を積極的に推進し、市民一人ひとりが外国の言葉や文化、生活習慣に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。	・国際交流フェスティバル参加者数 目標値 3,500人/年 ・国際交流サロン参加者数 目標値 400人/年
人権同和教育・啓発の推進	人権同和教育研修会・学習会の参加	・人権同和教育研修会・学習会の参加者数 目標値 8,500人/年

資 料

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

佐久市隣保館条例

佐久市人権啓発推進本部設置規程

佐久市人権同和教育推進協議会要綱

部落解放都市宣言

日本国憲法（抜粋）

世界人権宣言

○佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年4月1日条例第99号

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、国民にすべての基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の趣旨を基本理念とし、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって平和で差別のない明るい佐久市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の向上を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、施策を効果的に推進するため、国及び県並びに関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議する機関として、佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別に定める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年佐久市条例第21号）、臼田町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成6年臼田町条例第24号）、浅科村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例（平成6年浅科村条例第19号）又は望月町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年望月町条例第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐久市隣保館条例

平成17年4月1日条例第100号

佐久市隣保館条例

(設置)

第1条 地域社会の中で福祉の向上及び人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の規定に基づき、佐久市隣保館（以下「隣保館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市中央隣保館	佐久市瀬戸1177番地2
臼田人権文化センター	佐久市臼田89番地3
浅科人権文化センター	佐久市甲14番地2
望月人権文化センター	佐久市望月471番地12

(休館日)

第3条 隣保館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第4条 隣保館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(事業)

第5条 隣保館は、次の事業を行うものとする。

(1) 基本事業

- ア 社会調査及び研究事業
- イ 相談事業
- ウ 啓発・広報活動事業
- エ 地域交流事業

オ 周辺地域巡回事業

カ 地域福祉事業

キ アからカまでに掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 特別事業

ア 隣保館デイサービス事業

イ 地域交流促進事業

ウ 継続的相談援助事業

エ 広域隣保活動事業

2 特別事業は、地域の実情に応じて行うものとし、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(職員)

第6条 隣保館に館長及び指導職員を置くとともに、必要に応じてその他の職員を置く。

(運営審議会)

第7条 隣保館事業を円滑かつ適切に運営するため、佐久市隣保館運営審議会を置く。

(運営委員会)

第8条 隣保館の運営について市長の諮問に応じるため、各隣保館に隣保館運営委員会を置く。

(使用の許可等)

第9条 佐久市中央隣保館又は望月人権文化センター（以下「利用館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 使用の目的が隣保館の設置の趣旨に反するとき。

(2) 営利を目的とする販売、宣伝その他の行為を伴うとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可

した事項を変更し、若しくは許可を取り消し又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用に係る目的以外に使用した場合
- (2) 使用許可の条件に違反した場合
- (3) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 利用館の使用料の額は、別表のとおりとし、使用の許可の際又は使用後に徴収する。

(使用料の減額又は免除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会福祉関係の団体が使用する場合
- (2) 社会教育関係の団体又は人権・文化団体が使用する場合
- (3) 公益上必要と認める機関又は団体が使用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

(特別の設備)

第13条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、利用館を許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用

した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により隣保館の建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市隣保館条例（昭和55年佐久市条例第13号）、浅科村隣保館設置条例（平成8年浅科村条例第8号）又は望月町隣保館の設置及び管理に関する条例（昭和46年望月町条例第8号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

別表（第11条関係）

区分		使用料 (1時間につき)
佐久市中央隣保館	大会議室	700円
	会議室	200円
	生活改善室	300円
	調理講習室	400円
望月人権文化センター	相談室	200円
	教養娯楽室	200円
	生活改善室	300円
	会議室 1	300円
	会議室 2	200円

○佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成17年4月1日規則第84号

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年佐久市条例第99号）第8条に規定する佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成7年佐久市規則第12号）、臼田町部落差別撤廃人権擁護審議会設置規則（平成6年臼田町規則第12号）、浅科村部落差別撤廃人権擁護審議会規則（平成7年浅科村規則第1号）又は望月町差別撤廃人権擁護審議会条例（平成10年望月町条例第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○佐久市人権啓発推進本部設置規程

平成17年4月1日訓令第34号

改正

平成19年3月23日訓令第13号

平成20年3月27日訓令第8号

平成21年3月18日訓令第6号

平成22年3月25日訓令第2号

佐久市人権啓発推進本部設置規程

(設置)

第1条 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成17年佐久市条例第99号）及び佐久市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画に係る関係各部課等の相互の緊密な連帯及び協力を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図るため、佐久市人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、常任本部員及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、市民健康部長をもって充てる。

4 常任本部員は、部長等の職にある者のうちから市長が任命する。

5 本部員は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5条 本部に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。

2 常任幹事は、課長等の職にある者のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事等は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 5 本部員の会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって幹事会議を行う。
- 6 幹事等は、各部等における人権教育及び啓発活動を行うものとする。
(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民健康部人権同和課において処理する。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日訓令第13号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日訓令第8号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日訓令第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

○佐久市人権同和教育推進協議会要綱

平成17年4月1日教育委員会告示第11号

改正

平成20年3月28日教委告示第7号

佐久市人権同和教育推進協議会要綱

(設置)

第1条 佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

- (1) 人権同和教育の総合的推進に関すること。
- (2) 人権同和教育の連絡調整に関すること。
- (3) 人権同和教育の研修・啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関及びその関係団体の代表者
- (2) 行政機関及びその関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第7号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

部落解放都市宣言

すべての人びとの人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、市民すべての願いであります。

しかしながら、今なお部落差別をはじめ、人権が侵害される差別や偏見が存在しています。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決することは、私たち市民に課せられた責務であります。

すべての市民の人権が保障され、たくましく心豊かで人間性ある佐久市を築くため、ここに佐久市を「部落解放都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐 久 市

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

<前文中段>

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又

は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 18 条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 21 条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第 26 条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育

を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

1948年12月10日

国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を

もって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対し

ても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉

を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。